

参考 機 1 - (5)

機動調査観測部会の設置について

令和6年4月23日
火山調査研究推進本部
火山調査委員会

機動的な調査観測の実施にあたり、火山調査委員会による各火山の調査研究方策を踏まえた実施計画を作成するため、本委員会の下に機動調査観測部会（以下「部会」という。）を設置し、以下の事項について調査審議を行う。

1. 調査審議事項

- (1) 機動的な調査観測を進めるための実施計画の作成
- (2) 機動的な調査観測の推進方針の検討
- (3) その他

2. 構成員等

- (1) 部会の構成員は、火山調査委員会の委員及び専門委員の中から火山調査委員会委員長が別途指名する。
- (2) 部会に部会長を置き、部会の構成員の中から火山調査委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会構成員以外の専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. その他

上記に定めるもののほか、部会の議事その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。